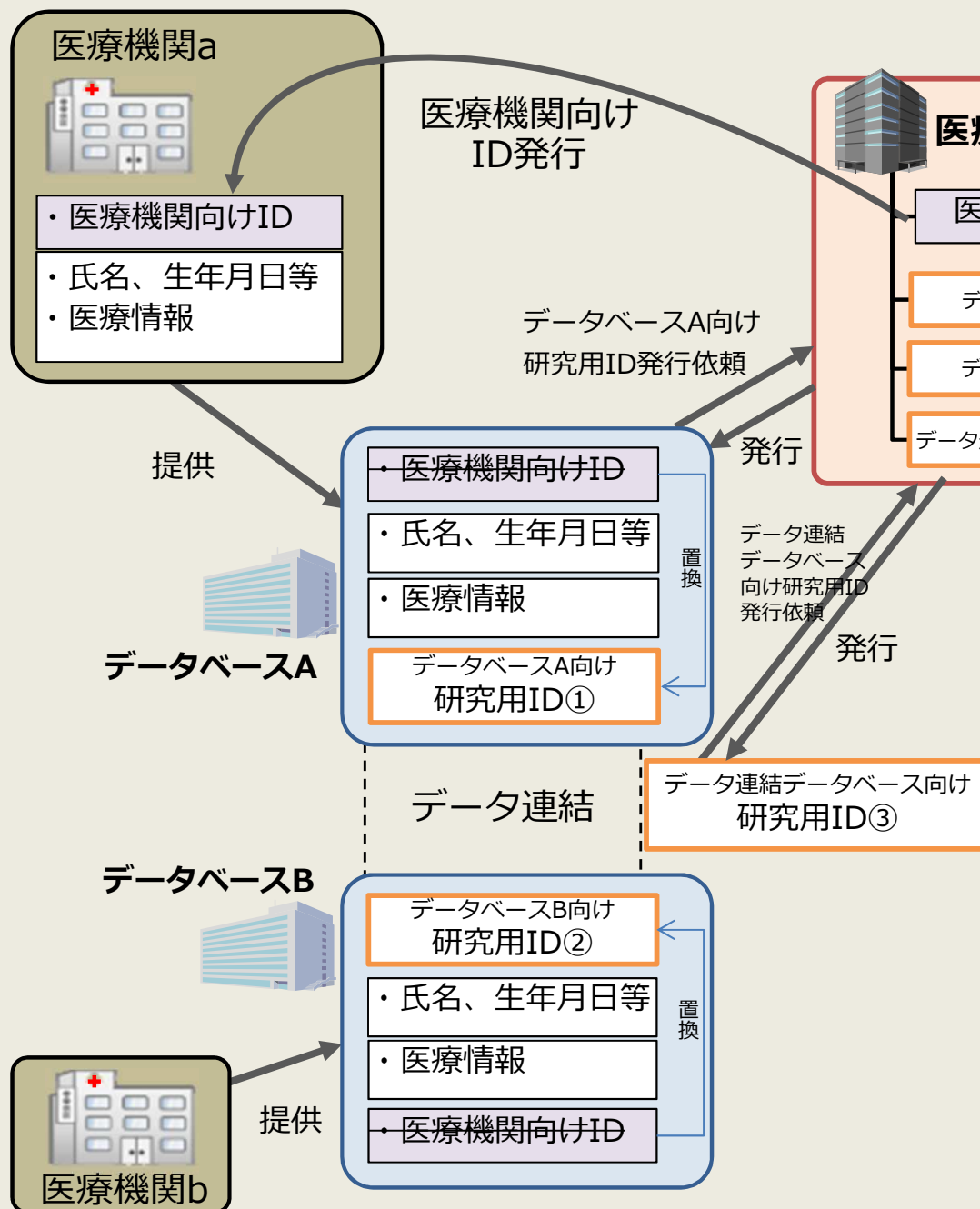


医療等分野における識別子の 仕組みについて

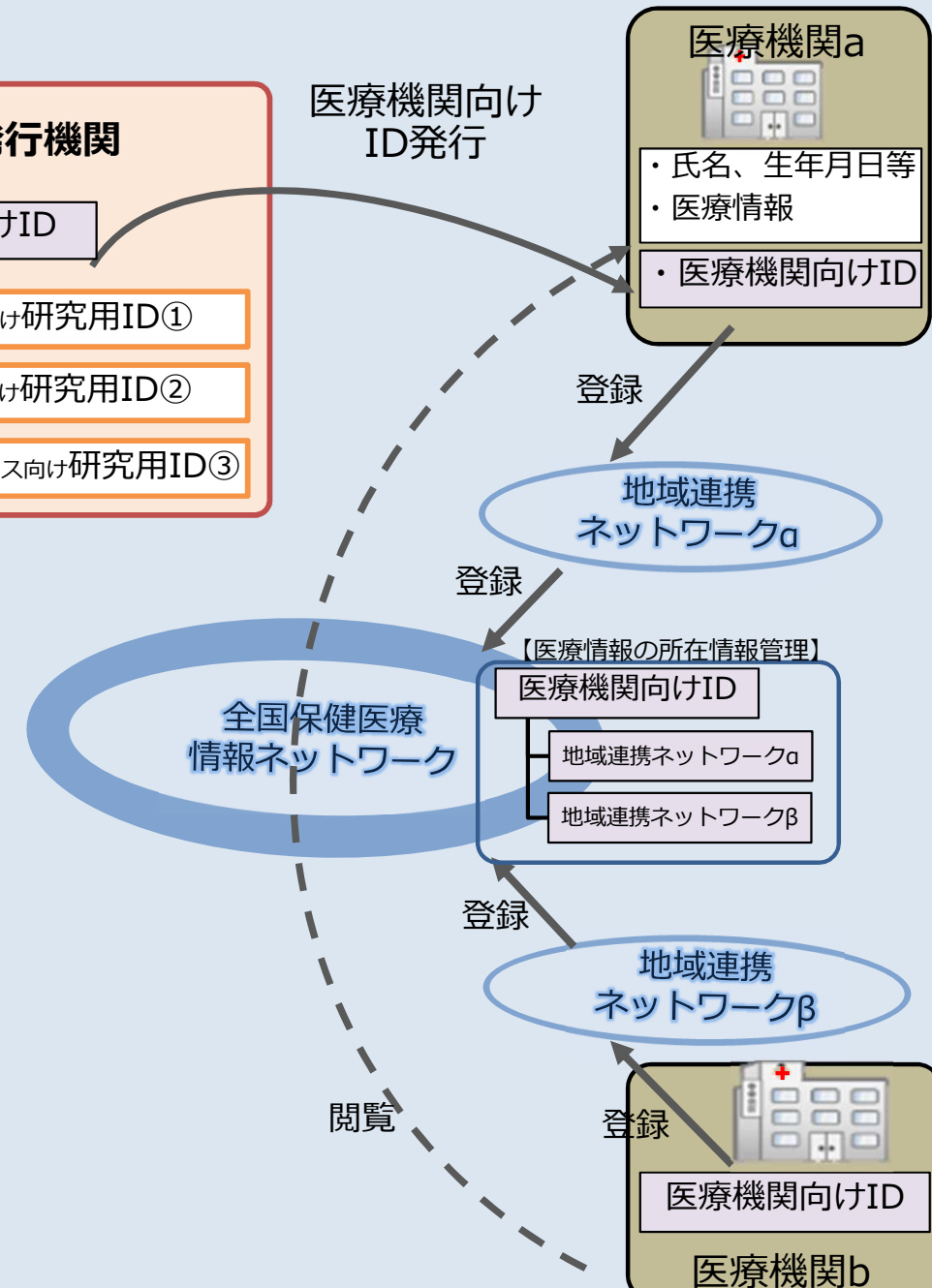
平成30年5月24日

A案：医療等IDとして見えない番号を新たに発行する案

ビッグデータ連結（データベース間の医療情報連結）

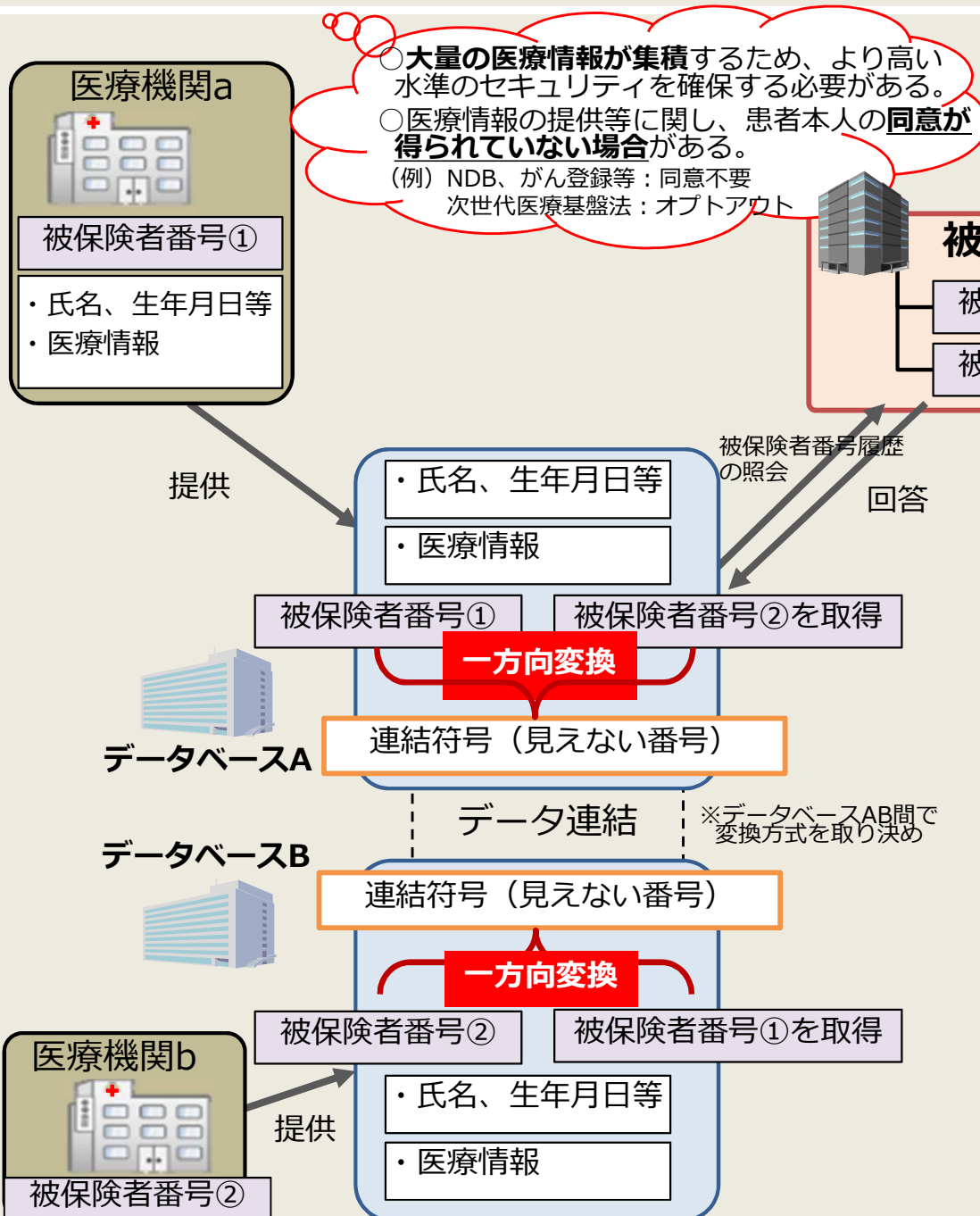


診療現場でのカルテ情報等の閲覧

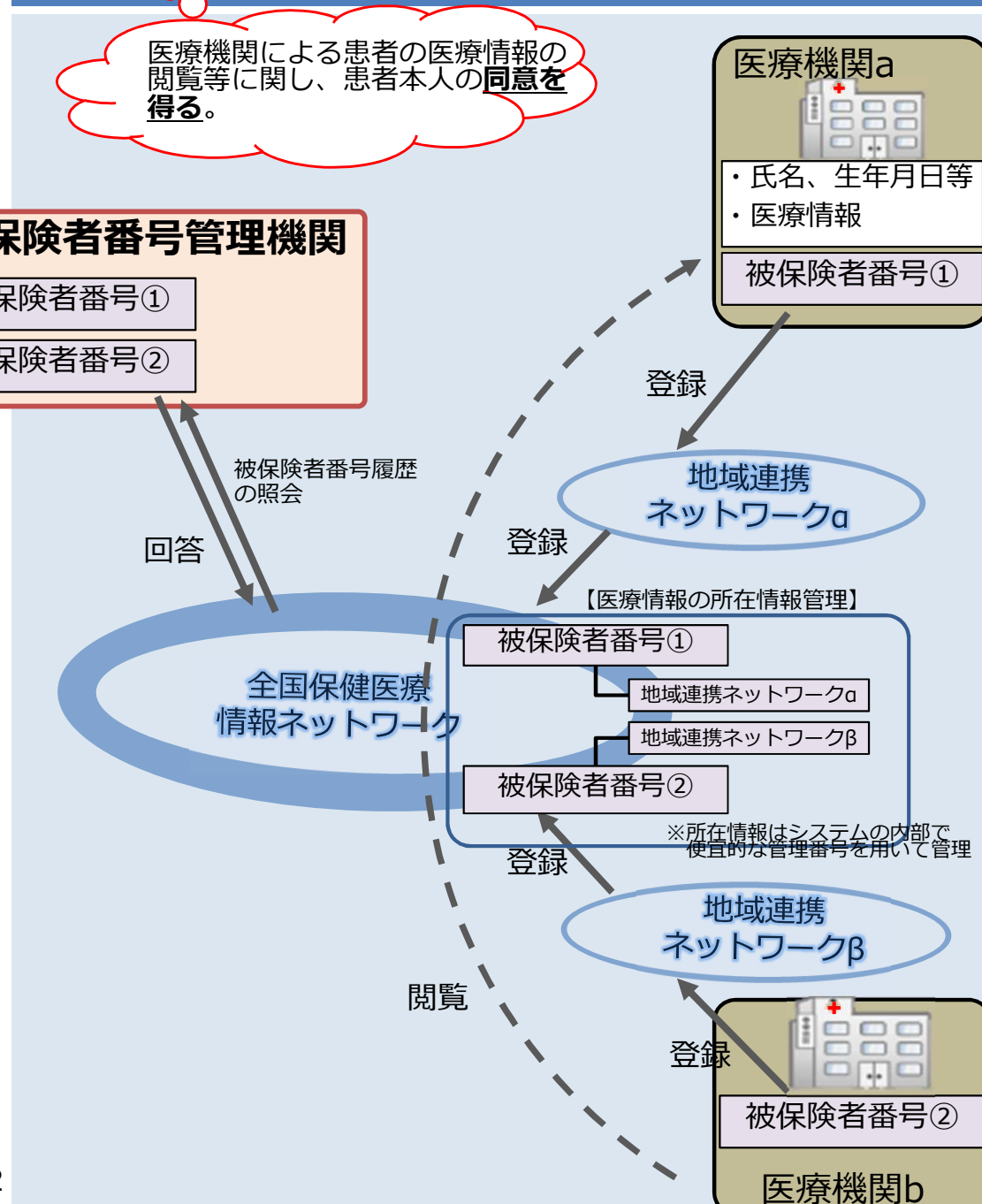


B案：被保険者番号等を活用する案

ビッグデータ連結（データベース間の医療情報連結）



診療現場でのカルテ情報等の閲覧



A案・B案の比較

	A案	B案
仕組みと特徴	○目的別に複数の見えない番号を発行。研究用IDは研究機関ごとに発行するなど、目的別・研究機関別に新しい識別子を発行・管理する複雑な仕組み。 (医療情報漏洩時等のリスクを低減する観点。) ○被保険者番号が被保険者証の券面やカルテにおいて本人の氏名等と一体的に記載されていることと比べると、見えない番号自体から本人を特定できる可能性は低い。	○医療保険の仕組み（個人単位化された被保険者番号の履歴管理の仕組み）を活用し、外部からの被保険者番号を用いた照会に対して同一人の被保険者番号の履歴を回答する簡易な仕組み。 ○データベース内の医療情報の連結には、被保険者番号の履歴を用いつつ、データベース間の医療情報の連結には一方向変換された連結符号（見えない番号）を用いて連結することにより、情報漏洩時のリスクを低減。 ※被保険者番号の取扱いについては、個人情報として個人情報保護法の規制あり。 ※今後、被保険者番号の履歴の提供先を、セキュリティが確保されている等の主体に限定することにより、さらにリスクを低減。
課 題	○新たなIDを規律する法制措置が必要。 ○ID発行機関や研究用IDの提供制限等に関する法制措置が必要。 ○ID発行・管理のための新たなシステムの構築が必要。 ※開発費78億、年間運用費37億の試算 ○医療機関側では、医療機関向けIDを取り込むためのシステム改修が必要。 ○医療機関は、見えない番号を適切に管理する必要がある。 ○診療現場で、医療情報の提供等に際し、新たな複数のIDの発行・活用の仕組みについて説明を行う必要があるなど煩雑。 ※本人から開示請求があれば、見えない番号でも開示義務あり。	○被保険者番号管理機関による被保険者番号履歴の提供先の制限やデータベース間の連結時に一方向変換された連結符号を用いること（セキュリティ対策）等について、法的手当てが必要。 ○医療保険の仕組みの中で構築予定の被保険者番号の履歴管理システムを活用し、被保険者番号の履歴を外部に回答するシステムのみ構築（A案に比して低額）。 ○医療機関側では、新たなIDを取り込むための特段の対応は不要。 ○新たなIDに比べれば、診療現場で、医療情報の提供等に際しての説明は簡易（被保険者番号の活用）。

※上記のほか、A案・B案とも、共通の課題が存在（全国保健医療情報ネットワークにおいて個人の医療情報の所在を管理する仕組みが別途必要など）